



納期限に間に合わない方は
お早めにご相談ください



車の差し押さえ(ミラーズロック)



車の差し押さえ(タイヤロック)



家財道具の差し押さえ

納期限までに料金や税金を支払われていない方に督促状や催告書が送付されますが、この督促状や催告書を放置していると、法律で定められている延滞金や遅延損害金を加算したうえ、財産調査と差押え(行政処分)をしなければならなくなります。

また、滞納が続き、悪質とみなされた場合、58項目にも及ぶ行政サービスに制限が課せられることがあります。

平成28年からコンビニエンスストアで市税などの納付ができる環境が整い、平成30年には電子マネー(PayPay)での支払いも可能となりました。

このことから24時間どこからでも支払いが可能になり、時間がなくて支払いに行けないといったこともなくなりました。

料金や税金のご相談をされた際には、なぜ遅れてしまったのかなど、細かいご家庭の事情や理由をお尋ねしますが、すべては最善の解決策を一緒に考えていくために必要ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

したがって、納期限までに納めることができない場合は、お早目に担当窓口までご相談ください。

市税等
収納向上



information

問合せ

納税係 ☎32-2219

今月の納付

- 市道民税 4期
 - 国民健康保険税 7期
 - 後期高齢者医療保険料 7期
- 納期限 1月31日(金)まで



市有財産貸付料の納付は忘れずに

市の土地や建物の財産を、賃貸借契約で貸し付けしています。土地貸付料や建物貸付料は、お手元に送付した納付書で納期限までに必ず納付しましょう。なお、著しく不誠実な滞納者と判断した場合には、賃貸借契約の解除や行政サービスの制限などを実施する場合があります

のでご注意願います。

特別な事情により貸付料の納付が困難な場合は、分割納付などできますので必ずご相談ください。

また、借受人の氏名や住所などに変更があったときや貸付財産を市に返還しようとするときは、すみやかに届け出をしてください。

問合せ

契約管財係

☎32-2212

